

苦情解決報告書

令和 7年度(令和7 年 4 月 1 日～令和8 年 3 月 31 日)に、受付しましたご意見、ご要望、苦情につきまして、下記のとおりご報告致します。

【受付①】

苦情の申出日	令和 7 年 7 月 5 日	苦情申出人	園児 保護者
【苦情内容】 職員の園舎側駐車場利用について 職員が保護者と同じ駐車場を利用している。左出庫、右入庫を守っていない人がいる。			
【解決・改善】 離れた場所にある職員用駐車場の台数を超えて職員の車があるため利用についてはご理解を頂く。左出庫右入庫については園だよりを含め全保護者に通知した。			

【受付②】

苦情の申出日	令和 7 年 8 月 5 日	苦情申出人	園児 保護者
【苦情内容】 園のハンドブックにおける、服薬に関する説明について、「薬事法」という専門用語だけでは、保護者にとって内容が分かりにくいと、より分かりやすい表現にしてほしいとのご意見をいただきました。			
【解決・改善】 看医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の免許を有さない者による医業は禁止されている部分が、一般的に言われている部分かなと思います。ただ、確かに法律を出されてもわかりにくいと思うので、来年度のハンドブックではもっとわかりやすいように記載させていただきます。			

【受付③】

苦情の申出日	令和 7 年 8 月 5 日	苦情申出人	園児 保護者
【苦情内容】 朝の送迎の際に他の保護者や職員とで駐車場が混み合うため、事故になることが不安である。職員が使用している砂利の駐車場を保護者が使うことは可能かと問い合わせがあった。			
【解決・改善】 職員が停める際に近隣の方と停め方などを徹底する決まりになっているため、保護者の利用はご遠慮いただいています。行事の時は例外ありますが、トラブル防止のため、停め方を事前に知らせる形をとるようになると思います。			